

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

石毛委員長 次に、馳浩さん。

馳委員 中川大臣、就任おめでとございます。大臣は、就任前の八月下旬に、中国の天津外国語大学に出張されていますね。自分のお金で出張したんですか。

中川国務大臣 まだ大臣に就任する前といいますが、一個人として招待をされまして、天津外国語大学で世界日本語教育研究大会、これが開催されたということで、冒頭の特別講演を依頼されました、そこでお話をしてきた、そういう機会でございます。

馳委員 世界日本語教育研究大会での基調講演を我が国を代表してしていただいたということで、この目的と、そして、大臣が出張をされた、まあ大臣前ですけれども、その成果についてお話をください。

中川国務大臣 この目的でありますが、世界日

本語教育研究大会というのは、日本語教育それから研究に関する諸国の教育者そして研究者が一堂に会しまして、研究教育の成果を発表し合い、教育、学術の国際交流と国際親善を図るということになっております。

これは、一九九八年に東京で第一回が開催されて以来、世界各地で開催をされておりまして、日本語教育研究に関する関心の広がりや知識、経験の共有をもちます格好の機会になっているということでもあります。

場所をずっと言っていますと、東京……（馳委員「いや、いいです」と呼ぶ）よろしいですか。馳委員 済みません。

今回、世界の何力国から世界日本語教育研究会に参加をしておりますか。

中川国務大臣 参加国数が二十六カ国・地域から、約二千人が参加をしております。

馳委員 来年は名古屋で開催されると伺っておりますが、間違いありませんか。

中川国務大臣 この天津の大会で正式に来年名古屋で開催するというのが決まりまして、場所が、愛知産業労働センターとそれから名古屋大学ということで会場が設定されています。期間が来年の八月十七日から二十日まで、主催者が日本語教育学会ということになっています。

馳委員 名古屋大会を成功させる必要があると思っております。日本語教育関係者すべてが参加できる大会とすべく、大臣のリーダーシップを期待しますが、いかがですか。

中川国務大臣 私も、天津に行って改めて認識

をしたんですけれども、日本語に対する世界の需要といえますか、日本語を勉強したいという人たちが年々非常にふえてきている、それが加速度的に大きくなってきているということ。今、大体三百五十万人ぐらいの日本語学習者になってきているということでもあります。それだけに、こうした日本語教育あるいは教育に対する研究というものをさらに深めて、戦略的に海外に展開をするということ、これが非常に大きな、日本の戦略としての重要性ということ、これも大きなものになってきているというふうに思っています。

それだけに、しっかり支援もしていきたいというふうに思います。

馳委員 中国政府が猛烈に推進している孔子学院を御存じだと思います。孔子学院の設立の目的を教えてください。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

孔子学院は、中国教育部の直属機関でございます。中国国家漢語国際推广領導小組弁公室、通称国家漢弁と言われているようでございますが、この組織の管理下にあるものと承知しております。

この弁公室のホームページによりまして、中国経済の発展と国際交流が日増しに盛んになっているということ踏まえまして、また世界各国の中国語学習に対する需要が急激に増加していることを背景といたしまして、イギリス、フランス、ドイツ、スペインなどの取り組みを参考として、二〇〇四年から、中国語の教育と中国文化の普及を目的として中国国外に設立されているものと承知しております。

馳委員 現在、孔子学院は世界に何力国で、そして何校設立されていますか。日本には何校ありますか。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

国家漢弁のホームページによりますと、二〇一一年八月末の時点で、世界各国の大学に設立をされております孔子学院は、九十九の国と地域、箇所といたしましては三百五十三カ所でございます。また、これに加えまして、小学校、中学校、高校等の大学の下に機関に設置をされております孔子学院というものも広義の孔子学院の一部でございますが、孔子課堂は三十九カ国、四百七十三カ所でございます。

したがいまして、これを合計いたしますと、百四の国と地域におきまして、八百二十六カ所が設置をされていると承知しております。

磯田政府参考人 日本孔子学院協議会の本年度の幹事校である立命館アジア太平洋大学孔子学院によりますと、現在、日本に十二校、孔子学院があるとされています。

馳委員 大臣、世界日本語教育研究大会には二十六カ国参加しているんですね。私が比べる形で指摘をいたしました孔子学院は、世界百四カ国と地域、八百二十六カ所ということで、規模的にも四倍近いですね。私は、ここに国力と国家としての戦略の違いがあるのではないかとということをご指摘せざるを得ないと思っております。

もうちょっと質問を続けます。

孔子学院の運営経費について、中国政府がその一部を援助しているというのは本当ですか。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。

孔子学院の運営規則によりますと、中国と外国の協力で新しく孔子学院を設置いたします場合には、中国側は一定額の初期経費を投入し、また、その運営経費は中国側と受け入れ機関側が分担して負担することとなっていると承知しております。報道によればでございますけれども、中国側の負担の一部は、先ほど御説明申し上げました孔子学院を管理しております中国教育部の直屬機関でございます国家漢弁が支出している由でございます。

馳委員 大臣、実は日本の大学でも、人件費で一大学で二千万円近く支援を受けている大学があるんですよ。私、確認をしてみました。びっくりしましたね。ここにはやはり中国の戦略性、国家として、教育イコール言語であり、中国語を世界の各大学、小中高を含めて展開をし、中国文化の理解を深めるとともに、中国語で中国の実情を理解させるといふ強烈な意思を感じるんですね。

翻つて、大臣、ここはポイントなんです。日本語を通じての日本文化の理解や日本の外交的な味方をふやすという戦略の重要性について、私は中川大臣に、ここは大いに、古川国家戦略担当大臣に対しても、また野田総理に対しても、この重要性を進めていくということを政策的に提言していく立場にあるのが中川大臣だと私は思っております。大臣の見解を伺います。

中川国務大臣 御指摘は、私も、孔子学院に対する驚きと危機感みたいなものを共有させていただいています。

国の勢いでもってこれだけの展開をしておるといふことと同時に、恐らく、海外への漢民族の展開といえますか、方々に相当、コミュニティーとして活躍をしている中国系の皆さんというのがベースとしてあって、その上にこうした展開というのがあるんだということを中国の要人から聞かせていただいたことがあります。そのことを兼ねての戦略だと思えます。

翻つて、先ほどのように、日本としても、昔の経済大国というイメージからひとつ脱皮をして、文化とか我々の生活様式、あるいは最近ではアニメだとかファッション、いわゆるクール・ジャパンなんか代表される新しい文化活動、こういうものが新たな形で世界に注目をされてきておりまして、そういうことがベースになって、先ほど申し上げたような日本語熱というものに対する広がりも出てきているということをおも認識しました。なものですから、御指摘のとおり、これを、日本語の普及ということをおベースにした文化活動あるいは文化戦略、あるいはまたソフトパワーとしての日本のあり方というふうな戦略に昇華をしつつかり位置つけていくという努力をぜひしていきたいというふうに思っています。

馳委員 努力の決意を伺った上で具体的に伺いますが、孔子学院の日本版が必要だと思えます。政策的に検討する余地はありませんか。

中川国務大臣 その前に、孔子学院の実態といいますか中身について、私も、もう少ししっかりとした調査を入れたいなというふうに思っています。

その上で、それを丸々日本に導入するというところではないんだろうと思います。そのところの戦略性で日本に生かせるところはしっかりと生かしていくということと同時に、資金的にどうするかということがあるんだと思うんですね。

これまででは、これは外務省の関連の国際交流基金を中心に展開をしてきたということがあったわけですが、日本語の教育体系にしてもあるいは日本にある日本語学校の位置づけにしても、文部科学省がしっかりとコミットしていなかったという分野でありますので、そのところを、文部科学省として戦略をつくると同時に、そこにどうコミットしていくか、また、領域を広げていきながらどう支援をしていくかということを考えていかなきゃいけないだろうというふうに思います。そんなとらえ方で政策を進めていきたいというふうに思います。

馳委員 私は、その第一歩として、来年の名古屋での世界日本語教育研究大会、ことしは二十六カ国しか参加をしていないんですね。孔子学院の展開の百四カ国と比べたら歴然の差があります。私は、せめて倍の五十カ国ぐらいを招待する、世界で日本語教育を展開している大学の日本語関係者、ことし二十六カ国としたら、来年は、大臣の肝いりでせめて五十カ国はここに招待をして、日本政府として、中川プロジェクトでもいいですよ、やるんだという姿勢を示してほしいと思いますがいかがですか。

中川国務大臣 主催者の皆さんの企画といいまして、か、どういう展開で名古屋でやっていこうかと

いうことをしっかりと承った上で、また馳議員にも応援をしていただいて、頑張っていきたいというふうに思います。

馳委員 来年、主催者は日本語教育学会、尾崎会長でしたか、よく知っているじゃないですか、私もよく知っていますけれども。

だから、私も、ずっと日本語教育学会の皆さんに、あなた方も大学の中に閉じて研究ばかりしているんじゃないかと、ロビー活動をもっとなさい、民主党には中川正春さんという立派な人がいるんだから、一緒になってやりましょうという、ずっと日本語教育の支援を二人三脚でやってきたわけじゃないですか。

私は、中川大臣が誕生したときに、ああよかったなと思ったのは、この部分なんです。やはり、日本国内の定住外国人等に対する日本語教育のレベルを上げるといふポイントと海外における日本語教育を充実して、日本語で日本の法律や日本の文化、風習を伝えていくということ、車の両輪でやっていく政策を体系的に進めていく必要があると信じて疑っておりません。そのことを民主党内で一番よく理解しておられるのは、中川大臣、あなたじゃないですか。だから、私は、こういうきっかけをやはり取っかかりに、さらに戦略として展開をしてほしいと申し上げております。

そこで、ちょっと積み残しの宿題が一つあったんですね。日本語教育について、二年前の独法組織改革のときに、国立国語研究所の日本語教育部門が二年後の組織見直し対象となっております。この附帯決議をつくったのは、私、当事者ですの

でよく理解しております。当時の野党民主党からの強い申し入れがありました。

そこで、二年経過いたしました。現在、文部科学省としてどのような見直しをしたのか、宿題の答えをお話したいと思っています。

中川国務大臣 私は関係者の皆さんから、この独法改革の結果、よかったのかどうかということとを直接いろいろ聞かせていただいています。半々というところかな。なかなかよかったという方も、特に大学との連携ができてきて非常に良かったという方もおられますし、いわゆる独立性というか経営的にはちょっと不自由しているというようなそういう話もございます。

そういうことを前提にして、本年十月でちょうど移管後二年になるということですが、現在、科学技術・学術審議会学術分科会及び文化審議会国語分科会のもとに、それぞれ検討のための組織を設けております。人間文化研究機構国立国語研究所、これが正式な名前だと思っておりますが、ヒアリングを含めて、国語研究所の業務、組織に関する検討を今実施しております。その結果に基づいて、しっかりと、また改革が必要であれば改革をしていきたいというふうに思います。

馳委員 大臣よく御存じなので私からこれは一言だけ申し上げておきたいと思いますが、要は、外国人に対する日本語教育の実践的なカリキュラムをつくるには、これまでのいわゆる日本語教育をしてきたデータベースが必要なんです。それをもとに新たなカリキュラムをつくり上げて、それを指導できる人材を育成していく。最終的には

資格制度にしていこうじゃないかなどという展開が見込まれるんですが、それをするには、やはり専任の研究者が必要なんですよ。

ところが、今、大学共同利用機関の方で、ありまして、非常勤の研究者が多くてなかなかやはり定着した研究ができないという現状があるということをお改めしてお伝えしておきますので、今後の組織の見直しを丁寧に行っていただきたいし、できれば今年度じゅうに見直しをして、来年度の予算からしっかりとやっていただきたい、そのぐらいのスケジューリングをお伝えしておきたいと思えます。

次に、ちよつと報道を騒がせておりますね、千葉県柏市の二十七万ベクレルという高濃度セシウム汚染土壌についてお伺いしたいと思います。

まず、現状の柏市の概要をお伝えいただきたいと思えます。市民の不安を取り除くために、ホットスポット対策としての基本計画づくり、これが自治体として必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

中川国務大臣 柏市で確認された高い空間放射線量について、文部科学省は同市から連絡を受けてまして、同市に対して立ち入り制限等の安全確保措置などを要請するとともに、十月の二十三日に職員及び日本原子力研究開発機構の専門家を現地に派遣して、柏市とともに現地調査を実施しております。

その結果、表面から一メートルの高さで最大で二・〇マイクロシーベルトの地点を確認したということ、そのために、除染の支援を行う環境省、内閣府原子力生活支援チームに対して連絡を行っ

て、総合的な対応ができるように今しております。本件については、空間線量率の高い地点わきの側溝に破損が発見をされまして、この箇所が半減期約二年のセシウム134が発見をされた地点に近いことから、東京電力福島第一原子力発電所事故によるセシウムが土壌に濃縮されたものだというふうな推測をされています。

このような周辺より放射線量の高い箇所への対応については、先ほどお話のあったように、十月の二十一日に、内閣府それから文部科学省及び環境省で取りまとめました、当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針というものに取り決めております。

これは四点ぐらいポイントがあるんですけれども、まず一点は、文部科学省は、地方公共団体等が地域住民のニーズに応じて、特に子供の集まる公的スペース等において放射線量を測定するに際して参考となるガイドラインの提示を行うとともに、地方公共団体からの個別の相談や要請に応じて技術的な支援を行っております。

それから二番目に、周辺より放射線量の高い箇所、地表から一メートルの高さの空間線量率が周辺より毎時一マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所ということですが、それを地方公共団体や民間団体等が発見した場合には、文部科学省へその旨の連絡を行ってもらうということ。

それから三番目に、除染が容易でない放射能汚染があると確認された場合に、文部科学省は、速やかに環境省及び内閣府原子力被災者生活支援チームにその旨を連絡した上で、環境省及び内閣府

原子力被災者支援チームは、速やかに市町村と連携して、市町村の要望を踏まえて除染の支援を直接行うということにしております。

今後とも、この対応方針に沿ってホットスポットの対応をしていきたいということでありまして。

馳委員 柏市内の公有地のモニタリングと土壌除染措置について伺います。

費用負担は、国が全額負担することよろしいのでしょうか。その根拠となる法律は何ですか。

鷲坂政府参考人 お答えします。

福島第一原発事故に伴って広く拡散しました放射性物質への対処につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法、先生方の議員立法で八月に成立させていただいたものでございますけれども、来年一月一日に全面施行されますが、それに基づいて必要な対策を実施していくことになっております。

具体的には、追加の被曝線量が年間一ミリシーベルトを超えるような地域を環境大臣が指定しまして、指定された市町村につきましては、詳細モニタリングの結果を踏まえ除染実施計画を策定し、その計画に基づいて除染をしていくことになるわけでございます。

この除染につきましては、この法律に基づきまして、国として必要な財政措置を図っていく、このようになっています。

馳委員 国として必要な財政措置という言い方をされましたが、この法律を取りまとめた隣にいる田島一成さんと私と公明党の江田康幸さんの合意の中では、一たん国が全額負担するというこ

とではありませんでしたか。そうですね、田島さん。

鷺坂さん、答えてください。

鷺坂政府参考人 済みません、法律の文言のとおりにちよつと読ませていただきましたけれども、基本的な考え方としては、この法律に基づいて行われる除染につきましては、例えば国有地とかいろいろありますのでそういう言い方を申し上げましたけれども、市が行うようなものにつきましては、国が財政的な支援を全面的にしていこうということになります。

馳委員 国会の審議では、しっかり大臣答弁でそのように言っておりますし、附帯決議にも入っているんですから、そこを最初に言ってもらわなきゃ困るんですよ。

さて、公有地ばかりでなく、民有地でも放射能汚染土壌の問題があるはずですよ。モニタリングや除染の費用はどうなっておりますか。

鷺坂政府参考人 基本的に、公有地、民有地、区別はございませんで、市の方で除染実施計画を定めていただくことになるわけでございますが、これに基づいて除染につきましては、国としても財政措置を講じていく、こういうことになります。

馳委員 実は、二週間ほど前に、たまたまですけれども、柏日体高校に視察に行つてまいりました。これは教育事情視察で個人的に行つてきたんですが、大変心配しております、情報ももう入つております。側溝の泥を除去する計画を立てて、見積もりを立てたら三十万円だったと。それをどうするかということは今検討中だということ

を校長先生から伺いました。この三十万円についても、一応国が立てかえるということではよろしいですか。

中川国務大臣 今のところ、これはいわゆる毎時一マイクロシーベルトという基準をつくつていまして、それ以上のところで国の負担ということになりますので、この側溝でどれぐらいの値が出てきているかということになるかと思えます。

馳委員 わかりました。基準次第ということで、国の支払いの対象になるかならないかということなんですよね。

ただ、ここは実はポイントで、私も伺いましたんです。鷺坂さんも御存じのように、やはり風評被害ということも含めて、住民、とりわけお子さんを持つ保護者の不安が大きいです、やはり前のめりに対応したいという学校側の気持ちをよく理解していただきたい。これは幼稚園もそうですし、民間の保育所などもそうですね。そのことを踏まえた対応をしていただきたいということなのであります。

もう一点だけ伺いたします。放射線防護と除染について伺います。

放射線汚染物質防護に関する製品を製作しているアメリカのパックテック社を御存じですか。このパックテック社のパッキングバッグを使用すれば、まずはセシウムを遮断できると言われておりまして、IAEAでもその商品を使っているそうです。私の地元、金沢大学でも、ゼオライトによる除染技術の開発が進んでおります。あらゆる可能性を試し、国民の不安を取り除く必要が

あると思えますが、いかがですか。

放射線防護や除染などの研究・技術開発予算について、第三次補正予算、これは提出される前でありませんが、もうほとんど編成されていると思えます。また、来年度の概算要求でどの程度その予算を確保しているか、伺いたいと思えます。

中川国務大臣 パックテック社については、これも発言通告があつて初めて聞かせていただきました。

こういうたぐいの提案というのが今幾つも出てきておりまして、私も、しっかりそれを聞かせていただいて、いいものは、よくて安上がりなものもしっかり組み込んでいくようにということを今申し上げています。

除染技術については、日本原子力研究開発機構がみずからその開発、実証の取り組みを進めているんですけれども、さっきのような提案に対して、大学あるいは民間企業等から提案されるさまざまな除染技術について、専門的な見地からこれを評価して、有望なものは実際に試験をして取り入れられている。現在、これはと思うのが四十四件ほど提案をされてきておりまして、それをしっかり見ていこうということだと思えます。

それで、文部科学省では、予算の方であります。除染技術の開発、評価、実証、これを進めるための予算として、平成二十三年度補正予算で二十三億円、それから平成二十四年度の概算要求で四十四億円の予算要求をしております。

より効果の高い技術の確立に向けて今後とも努力をしていきたいというふうに思っています。

それから、さらに、放射線防護の研究、この分野では、放射線医学総合研究所、ここにおいて、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応として、長期被曝影響の機構を解明して、放射線影響の低減策を提示する取り組みを推進するというところになっておりまして、これも概算要求で三億円を要求しています。

馳委員 これは、私は素人でありませんが、ブルーシートを土壌にかぶせておくだけで本当にいいのかなというところですね。保護者の方々からすれば、セシウムなどを含んだ汚染土壌を校庭の片隅に山積みにしてそのまま、ブルーシートがかぶせてあるままなんです、それで本当に大丈夫なのかということにお答えする必要があるのではないかとということで、質問をいたしました。

私も研究者ではありませんので、いろいろな売り込みや、あるいは研究者の研究発表があると思いますから、それらを取捨選択して、よいものを使っているっていただきたいと思えます。

次に、奥村副大臣に、サポーター外交の話についてお伺いしたいと思います。

十一月十五日、いよいよ、日本対北朝鮮のサッカーワールドカップアジア予選が北朝鮮で開催されることになりました。そこで、日本人選手団、スタッフ、日本サッカー協会関係者の北朝鮮渡航については申請していますか。当然渡航申請は認められるべきと思いますが、いかがでしょうか。

奥村副大臣 お答えいたします。
ただいま馳委員からお話がありましたように、十一月十五日に向かつて、現在いろいろ折衝をい

たしてあります。特に、いろいろな問題で自粛をしなければならぬ過去の経過もございまして、現在、外務省と連携をとりながら、その対応をしているところでございます。

まず、選手団は当然でございますが、報道陣も、いろいろ調査をいたしましたら百名になんなんとしたわけでございますけれども、できるだけ絞っていくということ、五十名ぐらいになると思います。

そして、サポーターの件でございますが、現在、日本サッカー協会を通じて、北朝鮮のサッカー協会との交渉を進めております。本来でございますと、日本サッカー協会の方でツアーを組んでやるということが基本だと思っておりますけれども、国交のないところでございますから、なかなか連携等がとれませんので、二十七、八、あす、あさつてぐらいに向こうとの交渉を進めていきたいというふうに思っております。

そして、外務省の方も、今後北朝鮮との話し合いがつけば体制を整えていきたい、サポーターの保護等も考えながら進めたいと言っておりますが、現在のところ話の道中でございます。結果は出ておらないということで、何とか努力をしていきたいというふうに思っております。

馳委員 スポーツと政治の間柄というのは微妙なところもありません、私もどこまで発言していいか悩みながら、本日、予算委員会にも提出をいたしました。実は、サポーター外交を容認すべきだ、こういうふうな論調で、共同通信の求めに応じて記事を書かせていただきました。私もどう

しようかなと思つたんですが、肩書はスポーツ議員連盟の事務局長ということにしてほしいということ。

文科省もそうですが、我々政治家は、サポーターに、行ってほしいという気持ちはありませんが、行けという圧力をかけることは絶対に慎まなければなりません。その上で、申請をする当事者は日本サッカー協会だと思っております。当事者として、そして、サポーターの皆さんが行きたい、サッカー協会も、では行かせてやろうかと。その根拠は FIFA のいわゆる協約にありますとあり、加盟している国の公平と公正性は担保しなければならぬ、これに基づいて日本サッカー協会の判断になるんだらうな、こういうふうには一応自分なりに区分けをして、この新聞の記事を投稿させていただいたんです。

そこで、今、奥村副大臣もおっしゃっていたように、サッカー協会が検討し、また、サポーターの皆さんも一定程度行きたいということで話がまとまった場合に、これは外務省にお伺いしたいですね。外務省としては、この渡航申請がサッカー協会から出た場合に、容認すべきかどうかという判断は外務省になるんですね。そうじゃないんですか。外務省としての見解をまずお伺いしたいと思います。

齋木政府参考人 お答え申し上げます。
委員御案内のとおり、政府は北朝鮮に対する措置の一つといたしまして、我が国から北朝鮮への渡航を自粛するよう要請してきているところでございます。

他方におきまして、日本対北朝鮮の来るアウエー戦につきましては、大変重要なものでございまして、また多くのサポーターも、平壤における観戦、応援の希望を持っていらつしやると理解しております。

政府、外務省といたしましては、こうした事実を受けとめまして適切な対応をしていく必要があると考えておりまして、代表団が最大限の力を発揮できるような、できる限りサポートをしていく。また、サポーターの渡航につきましても、サポーターの方々の思いを踏まえて、また先ほど来言及がございましたように、双方のサッカー協会の間で現在調整が行われてございますので、そういった調整の推移も踏まえながら、どういう対応をすべきか、政府全体で検討をしているところでございます。

一点だけ申し上げたいのは、我が国は北朝鮮を国家としては承認しておりません。外交関係、領事関係も設定しておりませんので、多数の制約が存在をするということは事実でございますので、政府全体での検討が進んだ時点で、例えば出入国時に必要な手続も含めまして、関連の情報を渡航を検討している方々に対してきちんとお伝えするようにしていきたいと考えてございます。

馳委員 私、外務省に感謝を申し上げます、思います。そこまでの具体的な検討課題を上げて双方ですから、これは日本側と北朝鮮側のサッカー協会の合意が前提なんですね。だから、私は、奥村副大臣に期待をし、お願いを申し上げているということをまず御理解いただいた上で、せっか

くですから、きょう来ていただいているかもしれないですが、拉致担当そして国土交通省からも、この渡航問題についての見解をお伺いしておきたいと思えます。

郡大臣政務官 拉致担当ということで御答弁させていただきます。

十一月の十五日に予定されております日本対北朝鮮のアウエー戦ですけれども、十月の十三日付でFIFAから、開催地が北朝鮮の平壤に決定した旨の発表があったということは承知しております。

対北朝鮮戦は、ワールドカップのアジアの第三次予選の重要な試合でもありますし、政府といたしましても、日本代表が最大限力を発揮できるような、できる限りのサポートをしていきたいというふうな考えております。サポーターの渡航につきましても、サポーターの皆さんたちの熱い思いも踏まえまして、今対応を検討しているところでございます。

拉致問題担当といたしましては、今回、重大な主権侵害であり、かつ人権侵害である拉致問題も理由といたしまして政府が渡航自粛要請を發出しているということもございまずものですから、今後、政府の中で検討をし、適切に対応していきたいということでございます。

篠原政府参考人 お答えを申し上げます。国土交通省の関係といたしましては、サポーターの方々が北朝鮮へ渡航される場合に、チャーター便を使用したいという場合にどういう対応をするかという点でかわられてくるわけでござい

すけれども、先生方御存じのとおり、政府といたしましては、現在、北朝鮮制裁の一環といたしまして、我が国と北朝鮮との間の航空チャーター便は我が国への乗り入れを認めないという措置をとってきているところでございます。

しかしながら、一方で、十一月十五日の御指摘の試合というのは大変重要な試合でございますので、これまでも御答弁ございましたとおり、現在関係省庁間におきまして対応の検討を行っているところでございまして、国土交通省といたしましても、この政府全体の方針に従いまして適切に対応してまいる所存でございます。

馳委員 奥村副大臣、私は今、大体の関係省庁のお話を伺ったと思っておりますが、多分四点ほどのポイントかなと思っております。

まず、出入国の手続の問題が一つ。我が国は北朝鮮を国家として承認していないという問題が二つ目。三つ目が、チャーター便という問題。四つ目が、邦人保護、つまり我が国の外に出た限りは、外務省としても政府としても邦人の保護のために努力をしなければいけない。

私は最初に言いました。政治家がスポーツに余り口を出すべきではないと。だけれども、真剣勝負を両国間でやる、FIFAで認められた公平公正性が担保されているということを考えたら、両国サッカー協会が合意に達した段階で渡航申請が出されたら、ここはむしろ条件整備、真剣勝負の場を提供する条件を整備するのがまさしく政治の責任ではないか。

この問題を行政の側だけに、行政はきちんと問

題点を洗い出して準備をしております。そこに最終的にゴーサインを出すか出さないかは、まさしくこれは政治主導、政治の判断にゆだねられてきているんです。ここまできちんと行政の側は整備をされてきている以上、条件が整ったならば、その条件を実現するような努力をすることが、奥村副大臣にはやはり求められているのではありませんかということをお私はいきょう一番質問したかったんです。

奥村副大臣の見解を伺います。

奥村副大臣 ありがとうございます。

馳委員が今おっしゃっていただいたように、私もその方向に向かって進めております。ただ、御案内のとおり国交のない国でございますから、北朝鮮へ行くのにも直接入れません。中国経由という形、北京経由という形になるわけです。

そういうことを考えますと、外務省、そして政府挙げて、行政側の判断、そしてやはりスポーツ、FIFAの問題もありまして、アウエーの大会に出られなかったらワールドカップに出られないわけですから、そんなことも考えますと、やはり日本のサッカー、スポーツというものの底辺を考えますと、しっかりとした対応をしていきたいということ、もう日がないものですから、十一月の二日ぐらいには何とか方向づけができるようにと今、希望的にいろいろ準備をしているさなかでございます。

何はともあれ、日本サッカー協会としっかりと連携をとりながら、今仰せのとおり進めていきたいというふうに思っておりますので、また御指導、

御協力のほどお願いをいたしたいと思えます。

馳委員 選手団、スタッフ、協会関係者、報道陣、このあたりまでは大体合意に至っているんですが、サポーターをどうするかという問題が極めて重要な課題になっているということ踏まえて、奥村副大臣には、特にスポーツ基本法を、今回新たに全面改正した理念の一つに、スポーツの国際性という理念を入れさせていただいております。

そのスポーツの国際性というのは、何もオリンピックとか世界大会を招致する、それを支援するというだけの問題ではなくて、こういう課題を通じての交流を深めるということも世界平和に資するという理念でありますので、このことは奥村副大臣はよく御存じでありますので、ぜひ前向きな対応をお願いして、この問題についての質問を終わり、最後に移りたいと思います。

十月二十日の読売新聞朝刊のスクープ記事を見てびっくりしました。「教職員八百五十五人 不適切勤務」「北海道 沖縄 検査院「給与返還を」と。「夏休み 就業時間中に不在」「「研修」届けたのに行わず」。またかというのが、北教組問題を追及してきた我々自由民主党として、がっかり、残念をしたスクープ記事でありました。

そこで、まず会計検査院にお伺いいたしますが、この実態調査の報告をお願いしたいと存じます。

太田会計検査院当局者 お答え申し上げます。北海道等の公立小中学校の教職員の勤務実態につきまして、本院の検査の結果、不適切な事態が明らかになったとの報道がなされたことについては承知しております。

北海道につきましては、北海道教育委員会等の調査結果によりまして、義務教育費国庫負担金の交付額に影響を及ぼす可能性がある事態が明らかになったことなどから、検査を行うこととしたところでございます。

検査の結果につきましては、現在取りまとめ作業を行っているところでございまして、まだ報告できる状況ではございませんけれども、十一月初旬をめどに内閣に送付できるよう作業を進めているところでございます。

馳委員 読売さんのスクープでありますから、大臣、恐らく十一月初旬に会計検査院からそういう、記事にあるような報告が多分なされると思うんです。そして、会計検査院ですから、義務教育費国庫負担、三分の一分は国費です、国費の返還を要請するのは、これは文科大臣としての権限だと思えますが、いかがですか。文科大臣としての姿勢をお伺いしたいと思います。

中川国務大臣 返還を求めるといふのは、それはもちろんそういうことだと思えます。

いずれにしても、正式に調査の結果を見てということになりますが、調査項目がはっきりしていますので、もう一度私たちも改めて会計検査院並みの調査を入れていくということで判断をしまして、そのような措置をしていきたいというふうに思っています。

馳委員 ここで、森副大臣にお伺いしなければいけないですね。

森ゆうこ副大臣は、十月十三日の記者会見で、「会計検査院により、北海道の義務教育費国庫負

担金に関する会計検査が進められておりますが、この中で教職員の不適切な服務の実態が見受けられる」と述べております。全道的な再調査を指導したのでありますから、相当程度の教職員の不適切な服務の実態があったと考えられますが、森副大臣としては、具体的にどのようなことを把握した上でこの記者会見でお述べになったのか、教えていただきたいと思えます。

森副大臣 お答えいたします。

先ほど会計検査院から、今まだ検査中ということ、具体的なことについては申し上げられないんですけども、北海道教育委員会から聞いているところでは、教職員の不適切な服務の実態として、例えば、年休等を取得せず、勤務時間中に職員団体の会議に参加した事例、それから、長期休業期間中に校外で研修を行うと申請したにもかかわらず研修を行っていなかった事例、そして、長期休業期間中に年休等を取得せずに遅刻、早退が行われていた事例等があるというふうに向っております。

馳委員 そこで、文科省も新たにその実態調査を行うよう両教育委員会を指導したということでありますが、会計検査院の報告は最終的には十一月初旬に上がりますが、今回、北海道、石川県、鳥取県、沖縄県の抽出調査でこういうふうな情報が上がってきておるといふことで、これは言語道断だと我々も指摘せざるを得ないんですね。

そこで、大臣、全国で勤務実態調査をすべきではありませんか。それこそ本当の意味での税金の無駄遣い根絶につながるではありませんか。

実は、例の小林千代美さんの政治資金規正法違反の問題で、我々も実態調査に北海道に入って、組合の皆さんから攻撃を受けたり馳呼ばわりされたりしながら随分調査したら、やはり指摘されたとおりだったんですね。

これはやはり税金の使い方としてもおかしいだろうという部分が一点と、学校の先生は何をやっているのと。多忙、多忙といいながらこういう実態が浮かび上がってくることで自体が、教職員の皆さん、組合の皆さん、それはやはりお間違いですよ、あなた方が主張していることとあなた方がふだんやっていることと違うじゃありませんか、まず襟を正すことをしてくださいよという趣旨ですと指摘をしてみました。

全国の実態調査、これは大変な事態になるということも想定され、私も馳のやるうといつてまた組合から攻撃されるのかなとは思いますが、今回の会計検査院のこういった報道に触れると、この指摘をせざるを得ないんですよ。大臣いかがですか。

中川国務大臣 この報道というのは、まだ最終的な調査結果が出ていない中で報道されたものでありますので、余り決めつけたような話ができないというふうに思います。

ただし、私も、そんな中で、北海道及び沖縄県については教職員の不適切な服務の実態があったというふうな承知をしております。ほかの県については、そうした具体的な、これはというふうなところでの指摘は上がってきていないというふうな今事前に把握をしております。

そんなこともありますので、これは全部、様子を見てというか結果が出てきてから、その結果を少し分析して対応していきたいというふうな思っています。

いずれにしても、北海道は、前からの、私どもの調査を入れてそれで出てこなかった、それが会計検査院で改めて出てきたということ、これはもう事実でありますので、これは、改めた調査を会計検査院並みの基準でもってしっかり全道に対して入れていくということが必要なんだろうというふうに思います。そういう措置をしております。

馳委員 さて、きのうからけさにかけて、報道ベースでの情報なので、ここは答弁の方は、中川大臣かあるいは神本政務官か、どちらからでも結構なんです、所感を述べていただきたいんですよ。

義務教育負担金カットという、つまり、公務員制度改革で、国家公務員の給与を平均七・八%引き下げる臨時特例法案の今国会成立が前提だけれども、最大一十億円義務教育負担金カットという報道があつて、私も正直、ここまでやるのかというふうなこと、びっくりいたしました。

やむを得ないのかなということが半面と、これはある意味では、例えば、ことしの三月の義務標準法の法案審議などでも我々は教員給与のあり方について随分議論をし、また、来年も小学校二年生分の予算の問題で議論したいと思っておりますが、その前に、いや、財務省も随分と思いつたな、文科省としてはどうするんだらうというふうなこの報道に触れて思いました。

大臣として、この報道は十分理解の上で容認されるのか。あるいは、先ほど下村さんにちよつといじられてしまったけれども、神本さん、日教組は、これは多分大反対するんじゃないやありませんか。

それとも、その日教組の意向は、それはそれとして、政務官として、対財務省の話になるんですね。その辺を踏まえての、きょうは、私も報道を知ったばかりですので、お二人のお話を聞いた上で、また次に質問するときに参考にしますから、大臣、お願いしたいと思います。

中川国務大臣 私、報道ベースでありますので、さつきちよつと事務方からメモが入ったんですけど、財務省はまだそれを正式に決めていないということをおっしゃるようでありまして、そのことを前提にしていきたいというふうに思います。

そして、この義務教育については、義務教育国庫負担金の取り扱いということになっていくんだらうというふうに思います。そのときには、地方公務員給与の性格をどう議論するかということで、政府全体の地方公務員給与の取り扱いを全体として見きわめた上でこの問題も判断をしなければならぬということだと思えます。そうした課題としてこれから議論を進めていくことだというふうに御理解をいただきたいと思います。

神本大臣政務官 私、今、馳議員の御質問でこの新聞記事を知ったんですけれども、義務教育費国庫負担制度につきましては、二分の一から三分の一になったという時点から、これは本当に野党を超えて、あのときは皆さん方と一緒に

これを堅持しようというふうになってきましたし、今年度から始まりました三十五人、小学校一年生のこれにつきましても、本当に学校現場で今求められているものについて一緒にやっていこうという立場でございます。

ただ、今報道に触れたばかりで何とも言えないんですけども、直ちにこれが、財務省が言っているからいいというふうには私は申し上げられませんし、日教組がこれについてどのような態度かというのは私はまだ今承知しておりませんけれども、これまで同様、義務教育費はきちつと、教育の現場での教育を確保するために確保していかなければいけないというふうに考えております。

馳委員 わかりました。

神本さん、私は、あなたが日教組の政策部長のところから大変いろいろな政策面での御指導をいただいております。敵対するものでも応援するという立場でもありませんが、法律に従って教育現場の条件整備をしていくのがまさしく我々国会議員の務めであり、政務官として政務三役のお務めであると思えますので、そういうことも含めて、この義務教育費国庫負担金の問題、また義務標準法の問題などについては、改めて時間をおとりいただいて、また質疑を深めさせていただきますと思います。

きょうはどうもありがとうございました。